

基本計画部会ワーキンググループの運営について

平成 22 年 6 月 18 日

基本計画部会決定

- 1 統計法の施行状況に係る専門的検討のため、基本計画部会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。
- 2 WGは、統計法の施行状況の報告に対する意見決定までの間、開催するものとする。
- 3 WGに属すべき委員は部会長が指名する。
- 4 WGに座長を置き、当該WGに属する委員のうちから部会長が指名する。
- 5 WGには、所属委員のほか、学識経験者及び各府省等の関係者等の参加を求めることができる。
- 6 WGには、その所属する委員以外の委員も出席することができる。
- 7 WGは、適宜、その検討状況を基本計画部会に報告する。
- 8 WGでの配布資料はWG終了後ホームページ上で公表するとともに、議事概要を事務局で取りまとめ、速やかにホームページ上で公表する。
- 9 その他WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。